

環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会報告書（案）に対する  
意見募集（パブリックコメント）の結果について

**【概要】**

- (1) 意見募集期間：平成 24 年 1 月 17 日～2 月 16 日
- (2) 告知方法：環境省ホームページおよび記者発表
- (3) 意見提出方法：電子メール、郵送及び FAX

**【意見提出総数】**

意見の提出者数：25 通（意見の件数 170 件）

（内訳）

地方公共団体	3 通
自然保護団体・NPO	2 通
民間企業	1 通
業界団体	1 通
個人	18 通

**【意見提出総数】**

提出された意見の概要とそれに対する考え方は次ページ以降に示す通り。

No.	大項目	中項目	意見タイトル	意見数	意見対応
1	1. はじめに	はじめに	○柔軟な制度に関する意見 ・「配慮書手続については事業の特性に応じて柔軟な制度となるよう主務省令が定められることが期待される。」と追記すべき。	2	・ご提案の内容については、基本的事項の内容を踏まえて各省が検討すべき事項であると考えます。なお、本委員会は、「（配慮書手続は）事業の種類、特性等に応じた柔軟な制度とすることが適当」との中央環境審議会答申の方針を十分に踏まえて検討を行っております。
2	第一. 計画段階配慮事項の選定等指針に関する基本的事項	第一. 一. 一般的事項	○複数案の義務付けに関する意見 ・配慮書制度は、ゼロオプションも加え、位置・規模又は配置・構造と幅広く柔軟にしており何らかの複数案は可能。このため、「原則」は削除すべき。 ・事業の中には、事業の位置選定に制約を受けることがあることなど配慮が必要なものがある。例えば風力発電所の場合、風車の位置、配置には風況、地形の制約により1パターンに決定され、容易に変更できない場合がある。	3	○原案のとおりとします。 ・本委員会では、改正アセス法の規定を具体化するに当たり、法の規定の範囲内で最大限の環境配慮を確保する方向で検討し、原案のように成案を得ています。個別の事業での評価においても、本委員会の趣旨を踏まえ、原則として何らかの複数案を設定し、複数案を設定しない場合はその理由を明らかにしていただくことが重要であると考えます。
3	(続き)	(続き)	○複数案の設定方法に関する意見 ・複数案について対象を柔軟に考えるなら、形状や施工方法等も加えるべき。  ・位置と規模、配置と構造と、ずいぶん違うものを、なぜ同じ組合せなのかを明らかにすべき。  ・例えば、重大な環境影響を回避、低減するための複数案が「規模」であったとすれば、他の要素について複数案を設定する必要がないのか。  ・工事中についての内容でも別に複数案が必要なのか。  ・複数案に固執してコストや技術面等から本来あり得ない対案が配慮書に記載されることを許容すべきではない。「コストや技術面等から複数案が現実的でない場合には単一案が設定される。」と追記すべき。	7	○原案のとおりとします。 ・形状や施工方法等についても、「位置・規模又は配置・構造」に関与するものであれば、複数案に該当するものと考えます。  ・改正法では、「事業の実施が想定される一又は二以上の区域」において環境配慮を検討することとされており、事業の「位置・規模」は、この「一又は二以上の区域」に対応する、環境影響に関与する重要な諸元であると考えます。一方、「配置・構造」は、環境影響への関与において「位置・規模」に次ぐ重要な諸元であって、複数案の検討が可能なものとして整理しています。  ・「規模」の複数案設定は望ましいと考えますが、報告書案にあるとおり、それ以外の要素の複数案が重要な場合もあることに留意していただきたいと思います。どの要素により複数案を設定するかは、事業特性や計画の熟度等に応じて判断すべきことと考えます。  ・工事内容について複数案を設定すべきかどうか、事業特性や計画の熟度等に応じて判断すべきことと考えます。ただし、そうしたものについては、配慮書手続ではなく、方法書以降の手続の中で、「環境保全措置の複数案」として検討する方法もあると考えます。  ・単一案を設定する場合（複数案を設定しない場合）には、適切な理由を付すことが必要であると考えます。なお、その理由の具体例を示すことについては、現時点で想定できないケースがありうることで、理由の説明が固定化し不適切な理由が選択される可能性があることなどから、適切でないと考えます。

No.	大項目	中項目	意見タイトル	意見数	意見対応
4	第一. 計画段階配慮事項の選定等指針に関する基本的事項	第一. 一. 一般的事項	<p>○ゼロ・オプションに関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数案には、ゼロ・オプションを含めることを基本とすべき（「現実的である限り」は不要）で、どうしても複数案の設定が困難な場合は、合理的な理由を求めるべき。</li> <li>・「現実的」の意味を明瞭にすべき。事業を実施しない案を複数案に含める際の基本的な環境影響等の記述の仕方について例示すべき。</li> <li>・単一案のみの設定は認められない。単一案には常に、対案としてゼロ・オプションが設定され、評価において重大な環境影響が回避・低減されていない場合は、ゼロ・オプションが優先されるべき。</li> <li>・ゼロオプションを選択させるようにするには、「現実的でない場合」を具体的に示すことが必要。</li> </ul>	9	<p>○原案のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「現実的である場合」とは、＜背景・理由等＞に記載したとおり、「他の施策との組合せにより」事業の持つ効果が実現しうる場合などを指しています。なお、「現実的である場合」についての具体例は、必要に応じて、各事業種ごとにその特性を踏まえて検討すべきことと考えます。</li> <li>・特に非現実的なゼロ・オプションが設定された場合等には、それだけに目が向けられてしまい、かえって選択肢を狭める可能性があることから、設定を一律に義務付けることは適切ではないと考えています。なお、ゼロ・オプションの設定の有無に関わらず、複数案を設定しない場合は、理由を付すことが必要と考えています。</li> </ul>

No.	大項目	中項目	意見タイトル	意見数	意見対応
5	(続き)	(続き)	<p>○調査・予測に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全く参考になる項目・手法がないと事業者が困ることから、例えば&lt;背景・理由等&gt;に、「主務省令においては、事業の特性に応じて参考にする項目・手法を定めることも考えられる。」と追記すべき。</li> <li>・仮に大気汚染が重大な環境影響であるとする、高層気象の状況が予測に不可欠。その際、データがないと1年間の調査を行うことになる。</li> <li>・予測の不確実性については、事項により、その程度が明確にならないことがある。例えば、調査の方法、評価の基準のない事項(騒音、低周波音)は注意が必要。</li> <li>・予測は、比較的簡易な手法により行うとしているが、結果的により確実性が求められるので、準備書段階と同様な手法になるのではないか。</li> </ul>	4	<p>○ご意見を踏まえ、EIA段階での「参考項目」「参考手法」がある程度参考となる旨の記述を追加します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配慮書手続段階での調査・予測は、精度の高い定量的予測が求められるものではないと考えています。従って、例えば高層気象のデータがどうしても必要となる場合は、類似した条件の既存データを代入する等、適切な方法により簡素化することが考えられます。ただし、既存の調査結果から必要な情報が得られない場合は、専門家ヒアリングや現地調査等を行うことが適切と考えます。</li> <li>・調査や予測の方法が確立していない事項については、その時点で最適と考えられる手法を用いることが適切と考えます。なお、低周波音のように明確な評価目標値のないものであっても、「ベスト追求」、すなわち実現可能なよりよい対策によって回避・低減が図られているかどうかを評価することは可能と考えます。</li> <li>・配慮書手続は、位置・規模等の検討の段階で行われることから、計画の熟度に応じて、実行可能な調査・予測の精度も変わるものと考えます。例えば、規模も位置も未確定の状況において、周辺の大気汚染や騒音のレベルを定量的に調査・予測することは、一般的には困難と考えられます。</li> </ul>
6	第一. 計画段階配慮事項の選定等指針に関する基本的事項	第一. 一. 一般的事項	<p>○評価に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いくつかの環境要素について複数案の予測をすればよいのか不明。重大な環境影響の要素について複数案間で差異がなくても、他の環境要素について予測する必要はない。</li> <li>・複数案を設定しない場合は単一案で行うこととしているが、どの程度のことを想定しているのか。</li> <li>・環境影響評価は第一義的に環境負荷への影響を考えるべきであり、単一案のみの評価は認められない。</li> <li>・「国や地方公共団体の環境保全上の基準又は目標」との整合性の検討は、地域の持続可能性への寄与等のため必須。</li> </ul>	4	<p>○原案のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大な影響のある環境要素に差異がなく、その他の環境要素で差異が際立っているような場合は、複数案の比較を行うことが望ましいと考えます。ただし、比較の意味のないものまで評価を求めることは適切でないため、「必要に応じ」行うこととしています。</li> <li>・単一案を設定する場合(複数案を設定しない場合)は、適切な理由を付すことが必要であると考えます。なお、単一案の場合の評価については、その段階で想定されている事業の諸元を元に、評価を行うことが想定されますが、単一案では事業の位置・規模等による影響の比較評価ができないこと、また、計画の熟度が比較的高いと想定されることから、環境対策(環境保全措置)の効果も可能な限り加味する必要があると考えます。</li> </ul>

No.	大項目	中項目	意見タイトル	意見数	意見対応
7	(続き)	(続き)	○複数案からの絞込みの考え方に関する意見 ・計画段階配慮の評価は、比較整理にとどまるのであれば、従来の事業アセスと変わりなく方法書以降の手続きによっても合意形成には至らなくなる。改正アセス法上の環境面で複数案を絞り込むための判断の考え方や基準などを示さなければならない。	1	○今後の検討の参考とさせていただきます。 ・配慮書手続において重大な環境影響の比較整理を行うことによって、事業の選択肢とその環境影響を俯瞰的に捉えることができ、早期段階での関係者の理解を深める効果があると考えます。また、ここで行った調査・予測・評価等の検討結果は、方法書以降の検討に引き継がれ、より効果的で質の高い環境影響評価を可能となると考えます。
8	(続き)	(続き)	○調査、予測、及び評価の基本的な考え方に関する意見 ・基本的な考え方がこれまでの調査方法や評価と同じならば何の進化も無く被害は減らない。調査方法や評価はこれまでの考え方と把握とどう違ってきたのかを明記して欲しい。(風力発電では、これまでの調査、予測で被害者が増えた)	1	○原案のとおりとします。 ・風力発電については、これまで、一部を除き自主的な環境アセスが行われてきておりましたが、法に基づく環境アセスの導入により、手続面でも内容面でも充実が図られると考えます。
9	第一. 計画段階配慮事項の選定等指針に関する基本的事項	二. 計画段階配慮事項の区分ごとの調査、予測及び評価の基本的な方針	○生態系の調査、予測及び評価に関する意見 ・ア「植物」及び「動物」の項の次に、イとして「地形・地質、土壌」の項を設けるべき。  ・「生態系」を把握する際に対象事業のスケールに応じた「系」の評価が必要。報告書案であげられた環境のまとまりでは、評価は十分にできない。河川の連続性や森や海との連携が各保全施策でも掲げられていることから、「河川」を把握対象とすべき。  ・風力発電施設建設にあたり水源涵養保安林の指定解除が認められた事例があるが、本来保安林に手をつけるべきではない。	3	○原案のとおりとします。 ・「地形・地質、土壌」については、「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」の中に含まれています。なお、その状態変化による生態系への影響（例えば、土地改変による生態系の改変・分断等）については、当然、今の枠組みにおいても調査・予測・評価の対象となります。  ・「河川」に関しては、その連続性は重要であるものの、その流域は都市域から原生的な自然地域まで様々であるため、一律に「重要な自然環境」とすることは難しいと考えます。なお、河川流域のうち特に重要な自然環境については、既に原案に含まれていると考えます。また「水田・水路・ため池などを含む水と生態系のネットワーク」については、＜背景・理由等＞においてその重要性に言及しています。  ・水源涵養林を含む重要な機能を持った自然環境については、報告書案に記載した通り影響の程度を把握することとしています。
10	(続き)	(続き)	○景観の調査、予測及び評価に関する意見 ・主要な眺望点からの景観状況という視点だけではなく、地域生活の視点から景観への影響が評価されるべき。  ・眺望点に主要とそれ以外の区別はあり得ない。	4	○原案のとおりとします。 ・原案の「主要な眺望点」には、ご指摘のような地域生活の場からの視点が含まれています。  ・全ての眺望点について評価を行うことは事実上不可能であり、何らかの絞り込みは必要と考えます。

No.	大項目	中項目	意見タイトル	意見数	意見対応
11	(続き)	三. 計画段階 配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たっての一般的留意事項	○専門家等に関する意見 ・肝心なのは公正な専門家であるかどうか。害を受ける可能性がある住民側からも信頼できる専門家を選ぶ必要がある。 ・専門家の資質や助言の信憑性にかかわる場合も想定されるため、所属機関の属性は必ず示すべき。 ・専門の分野や所属機関の属性だけではなく、氏名、所属、専門分野を公表し、専門家もそれを前提とした助言内容とすべき。また事業者が公開の専門家会議を設置することを推奨すべき。	6	○原案のとおりとします。 ・個人として助言を行った専門家の個人情報（氏名）が明らかになることにより、その専門家に対して多くの意見が集中し個人で対応できなくなるような事態が想定されることなどから、個人名等が特定されることのないようにすべきと考えています。この観点から、専門家の所属の属性の開示についても配慮が必要な場合があり、一律に義務付けるべきではないと考えています。ただし、事業者が公開の委員会を設けて、（委員会としての）助言を受けているケースがあることから、＜背景・理由等＞においてそのことに言及する形としています。
12	(続き)	(続き)	○工事中の影響の取り扱いに関する意見 ・工事中の影響について、「必要に応じて」を削除すべき。	3	○原案のとおりとします。 ・工事中の影響については、方法書以降の手続において適切に評価がなされます。配慮書手続の段階では、あくまで、「重大な影響」の観点に着目し、必要に応じて工事中の影響を評価することが適切と考えております。

No.	大項目	中項目	意見タイトル	意見数	意見対応
13	第二. 計画段階配慮について関係行政機関等の意見を求める場合の指針	一. 一般的事項	<p>○一般及び関係地方公共団体からの意見聴取に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の最も身近で、環境保全に対し配慮する立場にある（市町村の）首長からの意見が直接反映されるべき。</li> </ul> <p>・改正法では、「配慮書」又は「配慮書の案」のいずれかで一回は意見を求めることに努めることとされている。「意見聴取に努める」旨修正すべき。</p> <p>・改正法との整合を図る観点から、「配慮書」での意見聴取も許容される旨を明記すべき。</p> <p>・一般及び関係地方公共団体からの意見聴取に関する事項は、すべて努力義務ではなく、義務とすべき。</p> <p>・回数を記載する必要はなく、「少なくとも1回は」は削除すべき。</p> <p>・「事業計画の立案の複数の段階において関係地方公共団体及び一般の意見を求めるよう努める。」とあるが、手続の負担が大きいため、「複数の」は削除すべき。</p> <p>・当該地域だけでなく一般の意見を広く吸い上げる仕組みを充実・徹底させていただきたい。</p> <p>・一般及び関係地方公共団体へ意見を求める期間とその間の手続きが不明確。期間と手順を明示すべき。</p> <p>・改正法では関係行政機関及び一般からの意見聴取は努力規定、かつ、意見を求める順序に関する規定はないことから、事業の個別事情等によって、関係行政機関及び一般からの意見聴取は平行して行うことも排除すべきではない。</p>	16	<p>○原案のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配慮書手続における意見聴取自体が努力義務であるため、明確な手続は定めないこととしています。方法書、評価書の手法を参考にし、意見聴取を行うことが望ましいと考えます。なお、方法書手続以降では、市町村長からの直接の意見提出については、今回の改正法により、政令で定める市（全国17市）に関して実現しています。</li> <li>・改正法においては、「配慮書の案又は配慮書について意見を求めるよう努める」こととされています。ただし、本報告書案で示したとおり、意見聴取を行わない場合はその理由を明らかにすることが必要であり、また、可能な限りより早い段階（配慮書の案の段階）での意見聴取を行うことが望ましいと考えています。</li> <li>・複数段階での意見聴取は、改正法によって義務付けられているものではありません。しかし、公共事業系のパブリック・インボルブメント等で行われている実績があること、関係者の意見をより良く反映する観点等から、適切な段階ごとに行うことが望ましいと考えています。</li> <li>・アセス法の枠組では、一般の方の意見聴取に関しては、特に地域を限定せずに行うこととされています。また今回の法改正により、インターネットを活用した公表等が義務付けられます。</li> <li>・一般、地方公共団体及び国の意見聴取の順序については、この順に行うことが「一般的には望ましい」としていますが、それ以外の順序を排除しているものではありません。</li> </ul>

No.	大項目	中項目	意見タイトル	意見数	意見対応
14	第二. 計画段階配慮について関係行政機関等の意見を求める場合の指針	一. 一般的事項	<p>○事業者の見解に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（省令では）配慮書の案についての一般の意見を求めた場合、事業者の見解を配慮書に記載することとなっていないが、（基本的事項では）地方公共団体へ送付することとなっている。基本的事項と環境省令とで取扱いに違いがあり、統一すべき。</li> <li>・事業者は、方法書段階では意見に対する見解を送付することになっていない。計画熟度の低い配慮書段階において見解の送付を求める意義は低い。配慮書意見聴取において事業者の見解送付を求めるべきではない。</li> <li>・省令記載事項との整合を図る観点からも地方公共団体への意見聴取にあたり、一般意見に対する見解作成まで求めるべきではなく、意見概要の送付に留めるべき。</li> </ul>	4	<p>○ご意見を踏まえ、<u>省令に盛り込むべき事項</u>において、<u>配慮書の記載事項に、「事業者の見解」を追記</u>します。</p> <p>・「方法書段階では事業者の見解を記載することになっていない」、とのご意見もありましたが、一方で、評価書段階では事業者の見解を記載することとされています。配慮書の段階は、方法書以降の手続において評価書の段階に当たることから、評価書の手続を参考とすることが適切と考えます。</p>
15	(続き)	二. 意見を求める場合の方法に関する事項	<p>○意見聴取の周知方法に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配慮書への記載事項は、法第三条の三では「事業実施想定区域」となっているため、「事業実施想定区域」と修正すべき。</li> <li>・書面及びインターネット、広報誌、回覧板などを通じて、積極的に行政が働きかけるべき。</li> <li>・公表した結果（公表方法、閲覧者数を含む。）、及び提出された意見（氏名を含む。）についても、同様の方法で公表すべき。</li> </ul>	3	<p>○ご意見を踏まえ、「<u>対象事業が実施されるべき区域</u>」を「<u>対象事業が想定される区域</u>」に修正します。</p> <p>・周知・広報についての行政の協力・支援については、可能な範囲で行われているものと考えますが、一方、法に基づくアセスは事業者が行うこととされており、行政の協力・支援を義務付けることは適切ではないと考えます。</p> <p>・公表結果そのものを公表すべき、とのご意見については、事業者が見解を付す段階で行われることが適切であり、事実、多くのケースにおいてそうした集計がなされているものと考えます。</p>
16	(続き)	二. 意見を求める場合の方法に関する事項	<p>○一般への供覧等の方法に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開を進め、インターネットなどを活用し、広く知見を求めるべき。一方でインターネットの活用が困難な住民もいるため書面での供覧も実施すべき。</li> <li>・適切な期間について、パブリックコメントが30日以上となっていることが目安の一つとなる旨を基本的事項に明記する。</li> <li>・インターネットでの公表は、方法書が公開されるまで実施すべき。</li> </ul>	6	<p>○原案のとおりとします。</p> <p>・本報告書案におおむね賛成のご意見と解します。</p> <p>・供覧期間に関しては、そもそも配慮書手続における意見聴取の実施時期や方法が事業種ごとに異なることが想定されるため、統一的な期間の目安等を示すことが難しいと考えています。</p>



No.	大項目	中項目	意見タイトル	意見数	意見対応
17	第二. 計画段階配慮について関係行政機関等の意見を求める場合の指針	二. 意見を求める場合の方法に関する事項	○地方公共団体への意見聴取の方法に関する意見 ・政令指定都市等では、意見形成の際、環境影響評価審議会等の外部意見を聴く予定であるため、十分な意見形成の時間の確保が必要。 ・地方公共団体の意見聴取期間の目安として、一般意見聴取期間の目安となっている 30 日間が適切。	4	○原案のとおりとします。 ・意見形成に適切な期間が必要であることについては、報告書案にも記載しているところですが、そもそも配慮書手続における意見聴取の実施時期や方法が事業種ごとに異なることが想定されるため、統一的な期間の目安等を示すことが難しいと考えています。特に地方公共団体への意見聴取に関しては、一般への意見聴取と並行して行うのか別に行うのかによっても条件が大きく変わるため、事業種ごとの主務省令において適切な期間等を検討することが適切と考えます。
18	第三. 第二種事業の判定基準に関する基本的事項	二. 判定基準の内容	○スクリーニング基準に関する意見 ・スクリーニングを、規模要件だけではなく、保全すべき生態系やハビタットなどに影響を与える行為についても対象とする仕組みとすべき。 ・風力発電施設は近年生態系豊かな脆弱な自然環境のもとに建設される傾向が顕著である。従って[二. 判定基準の内容]で示された判定基準は欠かせない。	2	○本報告書案におおむね賛成のご意見・ご質問と解します。 ・スクリーニングを規模要件だけによらない仕組みとすべき、とのご意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
19	第四. 環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項	一. 一般的事項	○別表中項目に関する意見 ・低周波音を対象に加えるにあたっては、アセスの対象となる「騒音」「低周波音」「超低周波音」の周波数帯などの定義を明確に示し、可聴域の低周波音と超低周波音を区分して扱うのか明らかにすべき。 ・「低周波音」を追加するにあたり、調査、評価に混乱を生じないよう配慮いただきたい。低周波音はその調査方法が確立しておらず評価の基準も定められていない。	9	・風力発電から生じる騒音・低周波音の調査・予測・評価の手法等については、環境省において調査研究を行っており、平成 23 年度中にも中間的取りまとめを行うこととしています。

No.	大項目	中項目	意見タイトル	意見数	意見対応
20	第四. 環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項	(続き)	<p>○低周波音等に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省の調査結果からは風車からの低周波音が健康に「大きな影響」を与えているという因果関係は確認できていない。表現を削除するか変更すべき。</li> <li>・いわゆる参照値による評価で被害者が切り捨てられないようにすべき。</li> <li>・低周波音により、風力発電事業において「多数の健康被害が発生している」とすべき。</li> <li>・風車の低周波音による被害は深刻。早急に被害防止と被害者救済をすべき。</li> </ul> <p>・低周波音は環境影響評価において「必須項目として」取り扱われるべき。</p> <p>・人体にどのような影響を与えているか未解明なまま、全国各地で風車建設が進められている。過去の公害の歴史から学び、因果関係不特定な場合は予防原則を適用し、歯止めをかけるべき。</p>	9	<p>○ご意見を踏まえ、「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書」の記述に合わせ、「その影響が大きな問題となっている」は、「健康被害の訴え等が生じている」と修正します。</p> <p>・法アセスの枠組では、低周波音を含め、評価項目の選定の判断は、最終的には事業者が行うこととされており、「義務付ける」ことはできません。ただし、基本的事項で示しているとおおり、方法書以降の手続では、影響がないか又は明らかに小さい場合を除き、評価項目として選定することが適切であると考えます。</p>
21	(続き)	四. 環境影響評価の項目の選定に関する事項	<p>○&lt;背景・理由等&gt;に関する意見（撤去・廃棄）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・撤去に関しても環境影響評価の対象とすることが必要である。従って、「ただし、撤去・廃棄について環境影響がない又は・・・」の文章は削除すべき。</li> </ul>	3	<p>○原案のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境影響評価法では、対象事業の建設工事が対象となり、建設工事を伴わない撤去・廃棄のみの事業はその対象ではありません。</li> </ul>
22	第五. 環境保全措置指針に関する基本的事項	二. 環境保全措置の検討に当たっての留意事項	<p>○代償措置に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回避、低減、代償のそれぞれの定義と優先順位を明示すべき。</li> </ul> <p>・回避、低減が困難な場合、代償措置をも認める記述がある。生態系はその複雑性によって代替不可能であること、代償措置は環境保全たりえないことから、削除すべき。</p>	6	<p>○原案のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回避・低減・代償措置の定義について、現行の運用において適切に使い分けがなされているものと考えます（回避：環境影響を及ぼさないようにすること、低減：環境影響の程度を小さくすること、代償：環境影響を及ぼす代わりとなる措置を講ずること）。またその優先順位については、本報告書案で触れたとおおり、前回の基本的事項改正（平成17年）の際に「回避・低減・代償措置」の順に優先順位が高いとの整理がなされた上で、現行の基本的事項の記述となっています。</li> <li>・アセス法の枠組では、代償措置を環境保全措置の一つとして位置付けており、多くの諸外国のアセス制度でも同様に位置付けられています。なお、環境影響の回避・低減を十分に検討しないで、免罪符的に代償措置を提示さえすればよいとするとは認められるものではないと考えます。</li> </ul>

No.	大項目	中項目	意見タイトル	意見数	意見対応
23	(続き)	二. 環境保全措置の検討に当たっての留意事項	○専門家の助言に関する意見 ・事後調査への助言をする専門家は公正で信頼できる専門家を選ぶこととすべき。事後調査の内容についてチェック・指導が必要。 ・専門家の助言に関して、＜背景・理由等＞中の「望ましい」は削除すべき。	4	○ご指摘も踏まえ、(6)の「ア」を、「 <u>必要に応じ</u> 専門家の助言を受けること等により客観的かつ科学的な根拠に基づき、」とし、(6)の「エ」を「 <u>必要に応じ</u> 専門家の助言を受けること等により客観的かつ科学的な検討を行うものとする」と修正します。 ・ご指摘のとおり、事後調査等に際しては科学的・客観的な検討が必要であると考えます。しかしながら、専門家の助言に関しては、そうした科学的・客観的な検討に当たり必要があれば行うべきもの（望ましいもの）と考えます。
24	第六. 報告書の作成に関する基本的事項	一. 一般的事項	○環境監視に関する意見 ・これまで実施している環境監視（モニタリング）は、自主的な取組に含まれるのか。報告書との関連、位置付けを明らかにすべき。	1	・環境アセスメントと切り離して行われる一般的な環境監視は、法に基づく「事後調査」には該当しないと考えます。しかしながら、その結果について公表することは、透明性及び客観性の確保、予測・評価技術の向上等の観点から、望ましいものと考えます。
25	第六. 報告書の作成に関する基本的事項	一. 一般的事項	○報告書作成時期に関する意見  ・環境への負荷が高いと想定される「事業（建設工事）の立ち上げ時」、「事業（建設工事）のピーク時」、さらには「予測外、想定外の環境への影響が発生した時」において作成すべき。  ・地方公共団体において、国と同様に工事中しか事後調査を実施しないという方向に向かってしまうことを極力排除すべき。「工事中」の限定を外すべき。 ・供用後の事後調査についても、事業者の判断に委ねず報告されるよう担保すべき。  ・「騒音・低周波音」など、工事中では意味をなさない項目があり、供用段階での調査実施を位置づけておく必要がある。 ・工事中、供用後ともに報告書手続を法制化し、自然破壊、健康被害未然防止、ならびに保全措置を講じるべき。	7	○ご意見を踏まえ、＜背景・理由等＞に、 <u>事業のピーク時等の例を追記</u> します。 ・現行の基本的事項においても、調査・予測は最も影響の大きい時期を想定して行うこととされており、そうした時期も含め適切に事後調査を実施しその結果を公表することは望ましいものと考えます。  ・アセス法改正に際しては、アセス法が事業（工事）を対象とした諸手続を規定していることから、義務的な報告・公表の対象も工事中までとすることが適切との法的整理がなされました。一方、地方公共団体においては、地域の実情等必要に応じて、法に抵触しない範囲において、法と異なる制度とすることが可能であり、事実、多くのアセス条例等で供用段階まで対象とする報告書手続が設けられています。  ・現行のアセス法の枠組でも、供用段階で事後調査等が行われなければならず、また、評価書等において、事後調査を行った場合にはその結果を公表する旨を記載することとしています。
26	3-1. 配慮書手続関連		○一般の意見の概要に対する事業者見解の取扱いに関する意見 ・（省令では）配慮書の案についての一般の意見を求めた場合、事業者の見解を配慮書に記載することとなっていないが、（基本的事項では）地方公共団体へ送付することとなっている。基本的事項と環境省令とで取扱いに違いがあり、統一すべき。	1	○ご意見を踏まえ、 <u>省令に盛り込むべき事項</u> において、 <u>配慮書の記載事項に、「事業者の見解」を追記</u> します。 ・「方法書段階では事業者の見解を記載することになっていない」、とのご意見もありましたが、一方で、評価書段階では事業者の見解を記載することとされています。配慮書の段階は、方法書以降の手続において評価書の段階に当たることから、評価書の手続を参考とすることが適切と考えます。

No.	大項目	中項目	意見タイトル	意見数	意見対応
27	(続き)		<p>○配慮書及び方法書記載事項に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配慮書の案についての一般及び自治体の意見を求めた場合は、その意見等を配慮書に記載することを義務付けるべき。</li> <li>また、国はこれを踏まえて意見を述べる必要がある。</li> </ul> <p>・配慮書作成過程、配慮書及びそれ以降の検討経緯は、方法書に記載することを義務付けるべき。</p>	4	<p>○原案のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アセス法上、配慮書手続での意見聴取自体が努力規定であるため、環境省令で義務付けることはできないと考えます。</li> </ul> <p>○ご意見を踏まえ、3-1. 配慮書手続関連(2)方法書記載事項について(イ)を「配慮書作成過程、配慮書及びそれ以降の環境保全上の配慮に関する検討経緯については、方法書において記載する。」とします。</p>
28	3-2. 報告書手続関連	3-2-1. 報告・公表すべき環境保全措置の考え方	<p>○報告・公表すべき環境保全措置に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告・公表すべき環境保全措置に、「周辺住民の生活環境に関わる環境保全措置」を追加すべき。</li> </ul>	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘のような環境保全措置についても、本報告書案における「(ウ)上記のほか、回復困難な保全対象が周辺にある場合に行う効果が確実でない環境保全措置」や、改正法に規定する「事後調査の結果に応じて講ずる環境保全措置(38条の2)」に該当するものであれば、報告・公表の対象となります。</li> </ul>
29	(続き)	3-2-2. 報告書の公表の方法	<p>○報告書の公表方法に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットに掲載した報告書は、一般への供覧期間終了後は削除すべき。(誤解・混乱を招くことが考えられるため)</li> <li>・事業者、当該関係地方公共団体に対し、積極的な広報活動を義務付けるべき。</li> </ul>	3	<p>○原案のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・透明性確保の上でも、報告書の供覧期間終了後もインターネット上での掲載は継続することが望ましいと考えます。</li> <li>・改正法により、事業者には、インターネット等を活用したアセス図書の公表等、積極的な情報公開が求められます。なお、アセス法の枠組では、これらの取組は事業者が主体的に行うものであり、地方公共団体に義務付けることは適切ではありません。ただし、地方公共団体の協力が得られる場合には、例えば、地方公共団体ウェブサイトにおけるアセス図書の公表・供覧等も有効と考えます。</li> </ul>
30	4-1. 法制度全体に関する課題	(2) 放射性物質汚染への対応	<p>○放射性物質汚染の環境影響評価法体系への組込に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・早急に、放射性物質汚染の環境影響評価法体系への組込を行うべき。</li> <li>・放射性物質汚染も含め、事業の実施に伴い影響が想定される項目は、全て環境影響評価の対象とすべき。</li> </ul>	5	<p>○今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

No.	大項目	中項目	意見タイトル	意見数	意見対応
31	(続き)	(3) 報告書 手続における特例への対応	○特例に関する意見 ・環境への負荷において変わりはないことから、電気事業への特例を廃止すべき。	2	○今後の検討の参考とさせていただきます。 ・電気事業法に基づく枠組では、事業者は、発電所を建設する前に工事計画認可申請等をする必要があり、「評価書に従っていること」がその認可等の要件の一つになっていることから、この規定に違反した場合は罰則がかけられることとなっています。したがって工事計画の認可後、事業者は評価書の記載にしたがって環境保全措置等を行うこととなるため、国（大臣）の意見提出の手続は不要との法的整理がなされています。いずれにせよ、環境省において、準備書段階での入念な意見提出や報告書に関する積極的な情報収集を行うべきと考えます。
32	4-2. 制度の円滑な運用に関する課題	(2) 法対象事業の一部として行う工作物の撤去・廃棄の取扱い	○工作物の撤去・廃棄の迅速化に関する意見 ・環境負荷が低減される火力リプレースを迅速に進めるために、工作物の撤去・廃棄を迅速に進める方策を検討すべき。	2	○原案のとおりとします。 ・火力発電所のリプレースを進めるという全体的方向性は望ましいものの、そのことをもって手続を大胆に省略することには問題があると考えます。
33	4-3. 個別の環境要素・環境影響評価技術要素に関する課題	(1) 生物多様性オフセット	○生物多様性オフセット導入に関する意見 ・生物多様性オフセットの導入は未来の国民のために早期に実現すべき。 ・調査研究がどこまで進めば生物多様性オフセット導入が可能になるのか。何もしないと同義語ととらえられるので文章を修正すべき。 ・生物多様性は、その土地独自の微妙な環境、気候により長い年月の上に形成された自然形態であり、人間の手での復元は困難である。生物多様性オフセット導入は望ましくない。 ・生物多様性オフセットは有効性が確実であるとは言えず研究の進んでいない現段階でオフセット導入はさけるべき。 ・オフセットを含む代償措置は、回避も最小化も不可避であると証明・審査できる制度設計にもとづくものでなければ、推奨すべきではない。	11	○原案のとおりとします。 ・生物多様性オフセットに関する調査研究については、事務局（環境省）において既に精力的に取り組んでおり、本委員会でも経過報告が行われています。今後もこれを進め、近い将来、我が国に相応しい制度の検討に結び付けることが期待されます。 なお、環境影響の回避・低減を十分に検討しないで、免罪符的に代償措置を提示さえすればよいとすることは認められるものではないと考えます。（生物多様性オフセットは代償措置の一種）
34	(続き)	(2) 微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	○諸外国での取扱いに関する意見 ・米国の事例のみを取り上げるのは適切ではないので、削除すべき。	1	○原案のとおりとします。 ・米国では、世界で最も早く PM <sub>2.5</sub> の大気環境基準が設定され、環境影響評価でも PM <sub>2.5</sub> の一次粒子が対象とされるなど、世界に先駆けた取り組みが行われていることから、本委員会でも先進事例として取り上げました。従って、米国の事例を挙げることは適切と考えます。

No.	大項目	中項目	意見タイトル	意見数	意見対応
35	(続き)	(3) 温室効果ガス	○風力発電に関する意見 ・巨大風車建設のため伐採がなされ、風車稼働地点で健康被害が放置されている。この検証をせずに、「地球温暖化防止」「温室効果ガス削減」への政策誘導はなされるべきではない。	1	・ご指摘のように、風力発電事業については、温暖化対策への効果が期待される反面、その他の環境影響が懸念されること等から、環境影響評価法の対象事業に追加されています。
36	(続き)	(続き)	○表記に関する意見 「CO2」は「CO <sub>2</sub> 」に修正すべき。	1	○ご意見のとおり修正します。
37	その他		○主務省令に関する意見 ・報告書案において「努めるべき」とされている内容は、全事業種に一律全てを求めているのではなく、事業の特性により取捨選択して適切に主務省令へ反映すべき内容であり、その旨を本報告書案及び今後改正される基本的事項に明記すべき。	2	・ご指摘の内容については、事業種ごとに状況が異なるため、基本的事項の内容を踏まえて各省が検討すべき事項であると考えます。
38	(続き)		○環境影響評価法に関する意見 ・送電線・塔をアセス対象に組み込むべき。	1	○今後の検討の参考とさせていただきます。
39	(続き)		○中央環境審議会環境影響評価制度専門委員会への報告に関する意見 ・報告書案の内容が中環審答申や改正法の趣旨を反映しているか確認する必要がある。中環審答申を整理・検討した中環審環境影響評価制度専門委員会に本報告書案を報告すべき。	1	・本委員会は中央環境審議会とは独立に開催したものです。先般の中環審答申において宿題事項とされた課題のいくつかについては本委員会が検討を行ったことから、事務局（環境省）において、適切な時期に、中環審への状況報告を行うこととなる考えます。なお、本委員会では、中環審答申の内容を十分に踏まえつつ、当該専門委員会の委員数名の参画も得て、検討を行いました。
40	その他		○環境アセスメントに対する国民の期待が極めて低い問題に関する意見 ・環境アセスメント制度について市民へ普及を図るべき	1	○今後の検討の参考とさせていただきます。
41	(続き)		○法の対象外行為に関する意見 ・各自治体が環境アセスメント制度を持ち、国の制度の対象に漏れる人間行為をフォローすることを、国の制度に明示すべき。	1	○今後の検討の参考とさせていただきます。
42	(続き)		○特例に関する意見 ・個別の手続を廃止し、すべて環境影響評価法による環境アセスメントに統合すべき。	1	○今後の検討の参考とさせていただきます。
43	(続き)		○戦略的環境アセスメントガイドラインに関する意見 ・戦略的環境アセスメントのガイドラインの内容も環境影響評価法に統合すべき。	1	・戦略的環境アセスメントガイドラインの手続は、改正法に基づく配慮書手続により概ね置き換えられるものと考えます。

No.	大項目	中項目	意見タイトル	意見数	意見対応
44	(続き)		<p>○ミティゲーションに関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回避ミティゲーションには、提案行為の「全面回避（中止）」→「時間的回避（ひとまず延期）」→「空間的回避（場所の変更）」という種類と優先順位がある。これを基本的事項に明記すべき。</li> <li>・環境アセスメントにおける評価とは、どの影響がどれだけ回避できたのか、残る影響に対してはどれだけ最小化できたのか、最期に残る影響に対してはどれだけ代償できそうなのか、という「ミティゲーション・ハイレアルキー」に沿って淡々と評価した結果を公表することである。</li> <li>・どうしても避けられない（回避できない）人間活動による自然やハビタットの消失に対して、どうしたら代償できるのかという問いから始めなければならない。</li> <li>・生態系などの定量的な評価は不可欠であり、義務付けることを明記すべき。</li> <li>・「回避・低減」という表記は、基本的事項で明確に区分して定義づけすべき。</li> <li>・必要な開発行為による自然の消失に対する対策は代償ミティゲーションしか存在しない。これを推進すべき</li> </ul>	6	<p>○今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生態系の定量的な評価は重要であり、その手法については、生物多様性オフセットと合わせて調査研究を進めることが必要であると考えます。</li> <li>・影響の回避・低減の検討を大前提としつつ、なお残る影響についての必要な代償措置は、これを進めるべきと考えます。</li> </ul>
45	その他		<p>○複数案検討に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ミティゲーション・ハイレアルキーと複数案の策定の考え方の基本を基本的事項に示すべき。</li> <li>・日本の環境アセスメント制度には、大別して3つの課題がある。それは①制度の適用を受けない、悪影響を及ぼす人間行為が極めて多いこと、②環境アセスメント制度自体に多くの課題があること、③環境アセスメント制度の国民の認知度、理解度が低いこと、これはこの分野の専門家が極めて少ないことと、この分野を目指す若い世代が育たないことにもつながっていること。結局、国民にとってこの制度に対する期待度が極めて低いことは、深刻極まる問題であり、これらの課題を改善する方向性に同制度を改善すること。</li> </ul>	2	<p>○今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なお、「回避、低減、代償措置」の優先順位や複数案の設定の考え方については、基本的事項において示すことが必須と考えており、本報告書でもその考え方を提示しています。</li> </ul>
			意見数合計	170	—